

盛岡ブランド品認定制度について

平成30年2月13日
商工観光部

1 趣旨

第一次盛岡ブランド推進計画において、「盛岡特産品ブランド認証制度」は、主要プロジェクトとして平成18年度にスタートしているが、10年余りが経過し、認証や手続方法等に不具合が生じているほか、事業者としても、当該制度に付加価値を見出すことが難しい状況があるなど、これらの課題を整理し、第二次盛岡ブランド推進計画（平成27年3月策定 以下「第二次計画」という。）に整合した新たな制度を構築し、更なる盛岡ブランドの推進を図るものである。

2 概要

(1) 現行制度の成果と主な課題

これまで828品目の商品を認証し、ホームページや盛岡特産品ブランドカタログ、盛岡デーなどの各種催事等で紹介宣伝に努め、平成29年10月に民間シンクタンクが公表した全国の市区町村別魅力度アンケートにおいて、盛岡市は62位となるなど、一定の成果を上げてきたところである。

現行制度についての事業者からの聴き取りなどでは、取組を評価する一方で、認証メリットの明確化や費用負担の軽減、情報発信の強化などの意見があり、これらを踏まえ、次の3つに課題を整理したものである。

- ア 認証品目が多数になったことから、同一商品でも付加価値を見出しづらい。
- イ 更新時期が統一されていないことから、費用負担も含め手続が煩雑である。
- ウ 産地間競争に対応するため、新たな視点での展開や情報発信の強化が必要である。

(2) 新制度構築の基本方針

第二次計画における推進戦略は、市民一人一人のシビックプライドの醸成とシティプロモーションの推進を通じて「盛岡を愛する人」を増やすという目的を達成するために、「市民・事業者との意識共有」と「情報発信の強化」の2つを掲げ、具体的な取組を進めることとしていることから、新制度の構築に当たっては、次の3つの基本方針に基づくものとする。

- ア 事業者、利用者（消費者、観光客等）に分かりやすい制度であること。
- イ 手続等が簡易で事業者の負担が少ないこと。
- ウ 他の商品とブランド認定商品の差別化が図られること。

(3) 新制度の主な内容

ア 盛岡ブランドの「4つの物語」の実現

盛岡ブランドの「自然と暮らしの物語」「暮らしと伝統の物語」「先人と文化の物語」「人と人を紡ぐ物語」のいずれかを反映しているものを盛岡ブランド品として認定する。

イ プレミアムブランドの創設

現行制度では、認証品の種類や品目数の増加に努めてきたが、同一の商品での付加価値が見出しづらかったことから、新制度では、2階層の構造とし、一定の基準を満たしたものを「盛岡ブランド品」に、その中で特に優れたものを「盛岡プレミアムブランド品」として認定し、差別化を明確にすることにより、ブランド力の向上を図る。

ウ ブランド品の認定方法

外部委員で構成する「盛岡ブランド品認定制度懇話会」の意見を反映した認定基準を満たしたものを「盛岡ブランド品」と認定する。また、「盛岡プレミアムブランド品」は、盛岡ブランド品のうちから、特に優れたものを第三者機関の意見を聴き、認定する。

(4) 新旧制度比較

項目	現行制度	新制度
名称	盛岡特産品ブランド認証制度	盛岡ブランド品認定制度
認証・認定機関	盛岡特産品ブランド認証委員会	盛岡市
関係要綱等	盛岡特産品ブランド認証要綱 盛岡特産品ブランド認証委員会設置要綱 盛岡特産品プロモーション委員会設置要綱	盛岡ブランド品認定要綱
根拠計画	第一次盛岡ブランド推進計画	第二次盛岡ブランド推進計画
制度開始	平成 18 年度	平成 30 年度
認証・認定	認証委員会が審査し、認証の可否を決定。	ブランド品は、一定の基準に照らし、市長が認定。 プレミアムブランド品は、第三者機関の意見を聴き、市長が認定。
認証・認定有効期間	4年（品目ごと、認証の日から4年間）	4年（品目ごと。終期は、4年後の日の属する年度末）
実施形態 （事務局）	業務委託 （（公財）盛岡地域地場産業振興センター）	直営 （商工観光部）
認証・認定登録料	有料	無料
認証・認定シール	定価販売	事業者実費負担
認証・認定区分	盛岡特産品ブランド認証品	盛岡ブランド品、盛岡プレミアムブランド品の2階層

3 新たな分類及び認定基準

別紙（案）のとおり。

4 情報発信

新制度や認定品の内容については、盛岡ブランド品を紹介するホームページやカタログ、盛岡デーなどの各種催事等での情報発信に努めるとともに、ふるさと納税の返礼品などにおいても盛岡ブランド品の積極的な活用や返礼品カタログ等に盛岡ブランド品である旨表示するなどの情報発信を行うほか、関係部署や事業者による更なる情報発信を行う。

5 経過措置

平成 31 年度末までの間、現行制度で認証を受けたものについて、新制度の盛岡ブランド品認定を受けたものとして同様に扱うものとするが、新制度への移行を事業者に働きかけを行う。

6 スケジュール

平成 30 年 2 月 7 日	産業環境常任委員会
2 月 13 日	全員協議会
2 月下旬	盛岡ブランド品認定制度懇話会（意見聴取） 事業者等への新制度案説明会（意見聴取）
3 月下旬	盛岡ブランド品認定要綱決裁
4 月以降	第三者機関設置 盛岡ブランド品認定制度事業者説明会 盛岡ブランド品認定事務

盛岡ブランド品認定制度

「盛岡ブランド品」「盛岡プレミアムブランド品」分類及び認定基準

1 基準

(1) 盛岡ブランド品

次の要件すべてを満たすものを市長が認定。

- ・盛岡ブランドの4つの物語を実現するもので、市内外に対し盛岡市産の確かな品質、優れた技術を発信することが期待できること。
- ・日本農林規格、日本工業規格その他国が定める基準等の対象物は、当該基準等を満たしていること。
- ・製造物責任法対象物は、生産物賠償責任保険に加入していること。
- ・次表左欄の小分類ごとに中欄に掲げる認定基準を満たしていること。

(2) 盛岡プレミアムブランド品

盛岡ブランド品のうち、次の要件のいずれかを満たすものについて、第三者機関の意見を踏まえ市長が認定。

- ・次表左欄の小分類ごとに右欄に掲げる認定基準を満たしていること。
- ・公的コンクール入賞商品、伝統工芸士、現代の名工、岩手県卓越技能者が製造したものであること。

2 分類及び認定基準一覧

大分類Ⅰ 「食品」

中分類	小分類	盛岡ブランド品認定基準	盛岡プレミアムブランド品認定基準
1 菓子類	(1) 南部せんべい、だんご、餅菓子、伝統的な菓子類	盛岡市内の事業所で製造されている菓子のうち次のもの ①南部せんべい ②お茶餅 ③だんご ④ぶちょうほうまんじゅう ⑤きりせんしょ ⑥からめ餅 ⑦豆銀糖 ⑧黄精飴 ⑨盛岡(南部)駄菓子(盛岡市内において製造されているたんきり、ハッカ	・南部せんべいは、「ごませんべい、豆せんべい(クッキータイプを除く)、醤油せんべい」に限る。 ・盛岡(南部)駄菓子、お茶餅、醤油だんご(みたらしのものを除く。)、ぶじょうほうまんじゅう、黄精飴等伝統的な菓子と認められるもの。

		糖, 焼酎糖, 米ねじり, 味噌ねじり, 黒玉, 味噌パン, 青柳, 石衣, ひこき等)	
	(2) その他の菓子類, アイスクリーム類, パン・ケーキ類	盛岡市内の事業所で製造し, 又は加工されているアイスクリーム類, パン・ケーキ類	
2 飲料	(1) 果汁飲料 (2) 乳飲料 (3) その他の飲料	盛岡市内の事業所で製造されている飲料	
3 麺類	(1) 盛岡三大麺 (店舗提供)	盛岡市内の飲食店で提供されている盛岡三大麺 (わんこそば, 盛岡冷麺, 盛岡じゃじゃ麺)	
	(2) 盛岡三大麺 (販売用)	盛岡市内の事業所で製造し, 又は加工されている盛岡三大麺で販売用のもの	
	(3) 蕨川そば・外山そば (店舗提供)	盛岡市内の飲食店等で提供されている盛岡市内蕨川・外川地区で収穫されたそばを原材料とした蕨川そば又は外山そば	
	(4) 蕨川そば・外山そば (販売用)	盛岡市内蕨川, 外山地区で収穫されたそばを原材料とする販売用のもの	
	(5) その他の麺類	盛岡市内の事業所で製造し, 又は加工されているそば, うどん, ひつつみ, ラーメン(中華麺)等の麺類のうち, (1)から(4)まで以外の販売用のもの	
4 加工食品類	(1) 味噌・醤油・ソース及びその他の調味料類	盛岡市内の事業所で製造し, 又は加工されている味噌, 醤油, ソースその他の調味料 (たれ及びドレッシングを含む。)	
	(2) 豆腐, 油揚げ	盛岡市内の事業所で製造・加工されて	

	類	いる豆腐・油揚げ類	
	(3) 加工肉類	盛岡市内の事業所で製造し、又は加工されているハム・ソーセージなどの加工肉類	
	(4) 加工鶏卵類	盛岡市内の事業所で製造し、又は加工されている味付け玉子などの加工鶏卵類	
	(5) 盛岡産果実・野菜等加工品類	盛岡市内産の野菜、果実等を主な原材料とし、盛岡市内で加工される食品類	
	(6) その他の加工食品類	盛岡市内の事業所で製造されている(1)から(5)まで以外の加工食品類	
5 生 鮮 食 品	(1) 盛岡市が推奨する農畜産物、特用林産物	<p>①盛岡りんご 盛岡市内で収穫され、盛岡市内の農業協同組合又は生産者が出荷するりんご</p> <p>②津志田芋 野田青果物出荷組合員が盛岡市内津志田地区で収穫し、盛岡市が含まれる農業協同組合で津志田芋として出荷する里芋</p> <p>③米 盛岡市内で収穫され、盛岡市内の農業協同組合又は生産者が出荷する水稲うるち米で一等のもの</p> <p>④アロニア 砂子沢地区アロニア生産組合員が砂子沢地区で収穫し出荷するアロニア</p> <p>⑤行者にんにく 蕨川地区活性化推進協議会が盛岡市内蕨川地区で収穫し出荷する行者にんにく</p> <p>⑥黒平豆（南部ひらくろ） 玉山地域で収穫される在来品種の黒平豆</p>	・農業生産工程管理（GAP）の確認又は認証を受けている農畜産物であること。

		⑦もりおか短角牛 盛岡市内で生まれ，盛岡市内で肥育される日本短角種	
	(2) 精肉・鶏卵類	盛岡市内で飼育し，又は肥育された牛（(1)⑦を除く。），豚，鶏，羊等の精肉及び盛岡市内の養鶏場で採取される鶏卵	・農業生産工程管理（GAP）の確認又は認証を受けている農畜産物であること。
	(3) その他農畜産物，特用林産物	盛岡市内で収穫され，盛岡市内の農業協同組合又は生産者等が出荷する（1），（2）以外の農畜産物，特用林産物類	・農業生産工程管理（GAP）の確認又は認証を受けている農畜産物であること。
	(4) その他の生鮮食品類	盛岡市内で生産し，又は収穫された（1）から（3）まで以外の生鮮食品類	
6 酒類	(1) 清酒類	盛岡市内の事業所で製造された特定名称の清酒	
	(2) ビール	盛岡市内の事業所で製造されたビール	
	(3) 果実酒	盛岡市内の事業所で製造されたワイン等の果実酒	
	(4) その他の酒類	盛岡市内の事業所で製造された（1）から（3）まで以外の発泡酒類，蒸留酒類及び混成酒類	
7 その他の食品類	(1) 蜂蜜類	盛岡市内の事業所で精製された純粋蜂蜜及びローヤルゼリー等を原料とする食品類	・市内で採取した蜂蜜を市内の事業所で精製又は製造されたもの及び当該原材料を主な原材料としたもの。
	(2) その他の食品類	盛岡市内で製造される（1）以外のその他の食品類	

大分類Ⅱ「民芸品」

中分類	小分類	盛岡ブランド品認定基準	盛岡プレミアムブランド品認定基準
1 国が指定する伝統的工芸品	(1) 南部鉄器	盛岡市内の事業所で製造された南部鉄器	・「伝統証紙」の表示が認められているもの。
	(2) 浄法寺塗	盛岡市内の事業所で製造された浄法寺塗	
	(3) 秀衡塗	盛岡市内の事業所で製造された秀衡塗	
	(4) 岩谷堂箆笥	盛岡市内の事業所で製造された岩谷堂箆笥	
2 盛岡の工芸品・民芸品	(1) 南部古代型染	盛岡市内の事業所で製造された南部古代型染	
	(2) 南部しぼり	盛岡市内の事業所で製造された南部紫根染及び南部茜染	
	(3) ホームスパン	盛岡市内の事業所で製造されたホームスパン	
	(4) 南部桐箆笥	盛岡市内の事業所で製造された南部桐箆笥	
	(5) 南部桐下駄	盛岡市内の事業所で製造された南部桐下駄	
	(6) 盛岡こけし	盛岡市内の事業所で製造された盛岡こけし及びきなきなぼう	
	(7) 盛岡竿・盛岡毛鉤	盛岡市内の事業所で製造された盛岡竿及び盛岡毛鉤	
3 その他の民芸品	(1) 彫金・アクセサリー類	盛岡市内の事業所で製造された彫金製品及びアクセサリー	
	(2) 漆工芸品※	盛岡市内の事業所で製造された浄法寺塗又は秀衡塗以外の本漆塗りの製品	
	(3) 家具類	盛岡市内の事業所で製造された岩谷堂箆笥又は南部桐箆笥以外の家具類	

(4) 室内装飾品, 玩具類	盛岡市内の事業所で製造された室内装飾品及び大分類Ⅱ中分類2(6)以外の玩具類	
(5) その他の木工品類	盛岡市内の事業所で製造されたその他の木工品類	
(6) 染・織物類	盛岡市内の事業所で製造された大分類Ⅱ中分類2以外の染め, 織物類	
(7) ガラス製品類	盛岡市内の事業所で製造されたガラス製品類	
(8) 陶磁器類	盛岡市内の事業所で製造された陶磁器類	
(9) 編・組もの類	盛岡市内の事業所で製造された竹, わら, 樹皮, つる, 金網細工等の編・組もの	
(10) 楽器類	盛岡市内の事業所で製造された楽器類	
(11) 皮革商品類	盛岡市内の事業所で製造された毛皮製品, 皮細工等の皮革商品類	
(12) 繭細工	盛岡市内の事業所で製造された繭細工	
(13) その他の民芸品類	盛岡市内の事業所で製造された(1)から(12)まで以外の民芸品類	

※漆を施したアクセサリ, 家具, 組編もの等及び複数の民芸品を組み合わせたものは, 申請者の意見を参考に分類を決定する。

大分類Ⅲ 「その他の生活関連商品」

中分類	小分類	盛岡ブランド品認定基準	盛岡プレミアムブランド品認定基準
1 生活関連用品	(1) 木炭類	盛岡市内産の木材を使用し, 盛岡市内の事業所で製炭された木炭類	
	(2) 刃物・農具類	盛岡市内の事業所で製造された刃物, 農具等鍛造品	
	(3) その他生活関連用品類	盛岡市内で製造・加工された(1), (2)以外の生活関連用品類	